政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 12 条第 1 項の規定による政治 団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県北部地区委員会から令 和 2 年 7 月 20 日に訂正の報告があったので、令和元年 11 月 29 日付け佐賀県 公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨 (平成 30 年分) の一部を 次のとおり訂正する。

令和2年9月15日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎 総括表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「3,749,471」を「3,447,362」に、

Γ	Г			
5, 294, 980	を	5, 294, 980	302, 109	に改める。
			-	

- 1. 寄付の内訳の表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「440,000」を「137,891」に改める。
 - 6. その他の収入の内訳(1件10万円以上のもの)の表中

Γ				
	日本共産党佐賀県委員会	大会議室を知事選挙	400,000	
		事務所として貸与		を
	内川修治後援会	会費 (県政報告会)	111,000	1

Γ.			
	日本共産党佐賀県委員会	大会議室を知事選挙	400,000
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	事務所として貸与	,
	日本共産党佐賀県北部地	人类学は田町	300,000
	区委員会	会議室使用料	
	内川修治後援会	会費 (県政報告会)	111,000

に改める。